

デモンストレーター認定規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条（1）項及び（2）項に基づき、協会を代表するデモンストレーター（アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー）を認定するためにこれを定める。

2. 任 務

デモンストレーターは教育部の統括のもと、アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー技術の研究及び伝達を行う。

3. 実 施

毎年1回、協会の主催で教育部が実施する。

4. 出 場 資 格

（1）正会員としての義務を履行している者。

5. 認 定 条 件

（1）公認スキー学校に所属しているステージⅡ以上（アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー）の資格を有する正会員。

（2）公認校において1シーズン（冬季常設期間）30日（公認校の常設スキー場）以上の指導活動をし、その証明書を申込時に提出している者。

（3）所属学校長の推薦を受け、協力承諾書を提出している者。

6. 選 考 委 員

教育部長が推薦し、会長が委嘱する。

7. 選 考 要 綱

（1）選考種目

イ．緩斜面・中斜面での運動表現を重視する種目。

ロ．急斜面での運動能力・技術能力を競う種目。

ハ．制限されたコースで速さを競う種目。

ニ．選考種目の最終決定は選手会で発表する。

（2）選考方法

イ．選考は5名以上の審査員で行う。

ロ．採点基準は、別途定める。

8. 選 考 人 数

選考人数は開催年度毎に決定する。ただし、必要に応じて教育部長が、若干名のデモンストレーターを選出することができる。

9. 認 定

理事会の議決を経て会長が認定する。

10. 任 期

1年間とする。

11. 認定の取消し

任期の途中にかかわらず教育部が不適格と認めた者は、理事会の議決を経て認定を取消すことがある。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 7月21日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月 1日から施行する。